

貯水槽水道

適正管理のお願い

貯水槽水道は、水道法及び豊橋市水道事業給水条例により定められた管理基準に沿って管理する必要があります。このパンフレットは、貯水槽水道の管理方法をまとめたものです。

豊橋市上下水道局

豊橋市上下水道局 営業課
TEL 0532-51-2722
FAX 0532-56-8231
ホームページはこちら➡



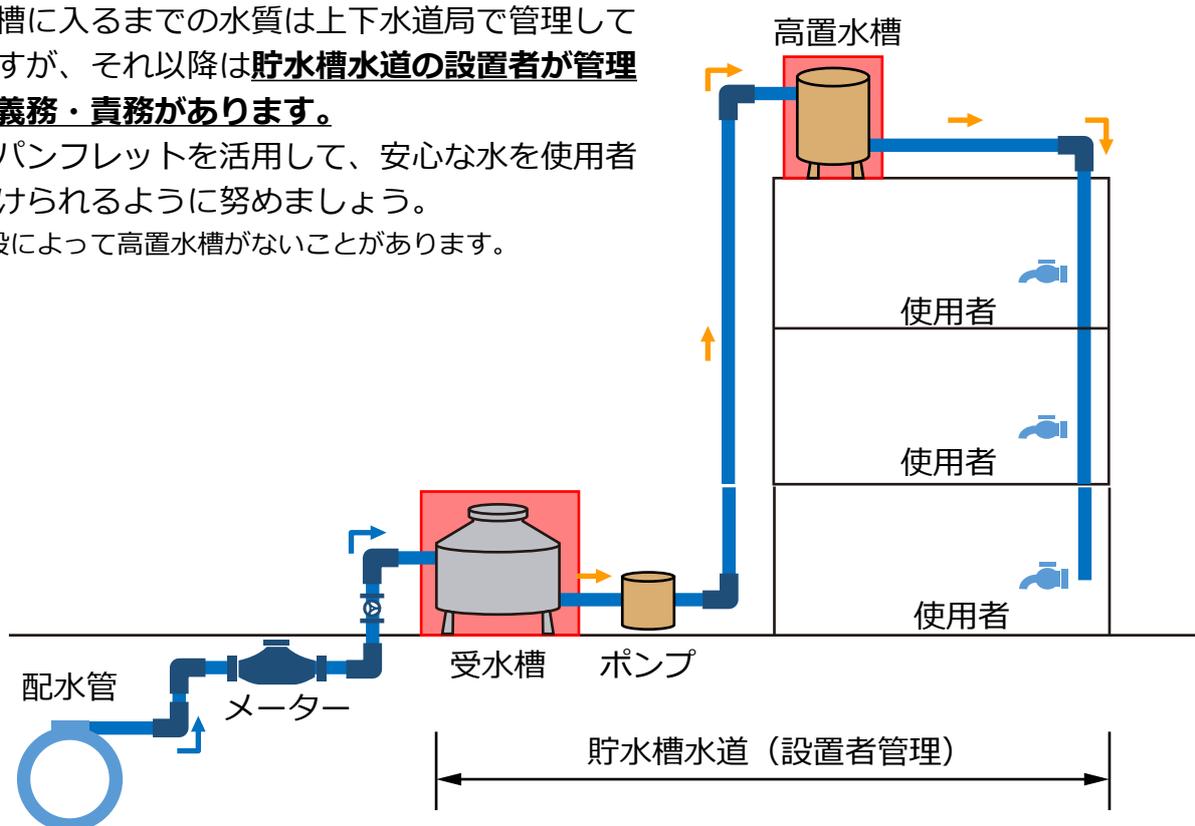
貯水槽水道の義務・責務

貯水槽水道とは、水道事業者（上下水道局）から供給される水のみを水源とし、その水を受水槽に貯めた後に、建物へ供給する施設の総称です。一般的に学校や病院など一時的に大量の水を使用するために受水槽を設置した施設や、受水槽と高置水槽から各戸へ水を供給するアパート・マンションの給水装置が該当します。

受水槽に入るまでの水質は上下水道局で管理していますが、それ以降は**貯水槽水道の設置者が管理する義務・責務があります。**

このパンフレットを活用して、安心な水を使用者に届けられるように努めましょう。

※施設によって高置水槽がないことがあります。



貯水槽水道の種類と義務・責務は以下の通りです。

貯水槽水道の区分	受水槽の有効容量	設置者の義務・責務	問合せ先
簡易専用水道	10m ³ 超	水道法により管理基準に沿って管理することや、毎年1回以上登録を受けた検査機関の検査を受ける義務がある。	豊橋市保健所 生活衛生課 Tel.0532-39-9122
小規模貯水槽水道	10m ³ 以下	豊橋市水道事業給水条例により管理基準に沿って管理や検査をするように努めなければならない。	豊橋市上下水道局 営業課 Tel.0532-51-2722

受水槽・高置水槽管理のポイント

受水槽や高置水槽の管理基準は水道法や豊橋市給水条例で定められています。このページでは管理基準を5つのポイントにまとめています。これを確認して適切に管理しましょう。

小規模貯水槽水道、簡易専用水道共通チェックポイント

簡易専用水道チェックポイント

1. 水質検査

日常的に水の状態（色、濁り、におい、味）を確認し異常を感じたら水質検査をおこなう。

定期的に残留塩素の検査も行いましょう。



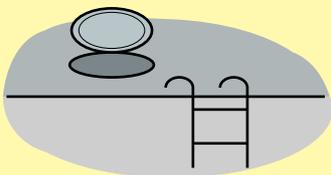
2. 清掃

年に1回以上の清掃をおこなう。



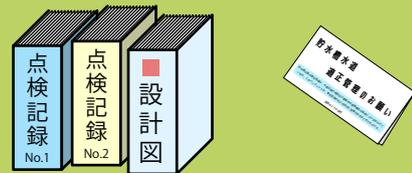
3. 施設の点検

有害物・汚染等によって水槽内の水が汚染されるのを予防する。



4. 書類の保存

検査・点検記録及び図面を保管しておく。



5. 検査

毎年一回以上、地方公共団体又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者の検査を受ける。

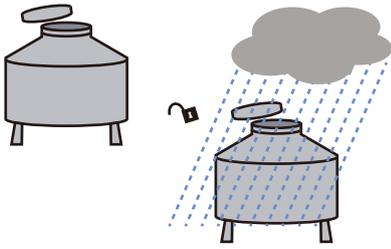
愛知県 HP



水槽の清掃は専門的知識、技能を有する愛知県知事の登録を受けた建築物飲料水貯水槽清掃事業の登録事業者など、専門業者による清掃をお勧めします。詳細は愛知県 HP を御覧ください。

管理不十分が引き起こす問題

・点検口を施錠しないと…

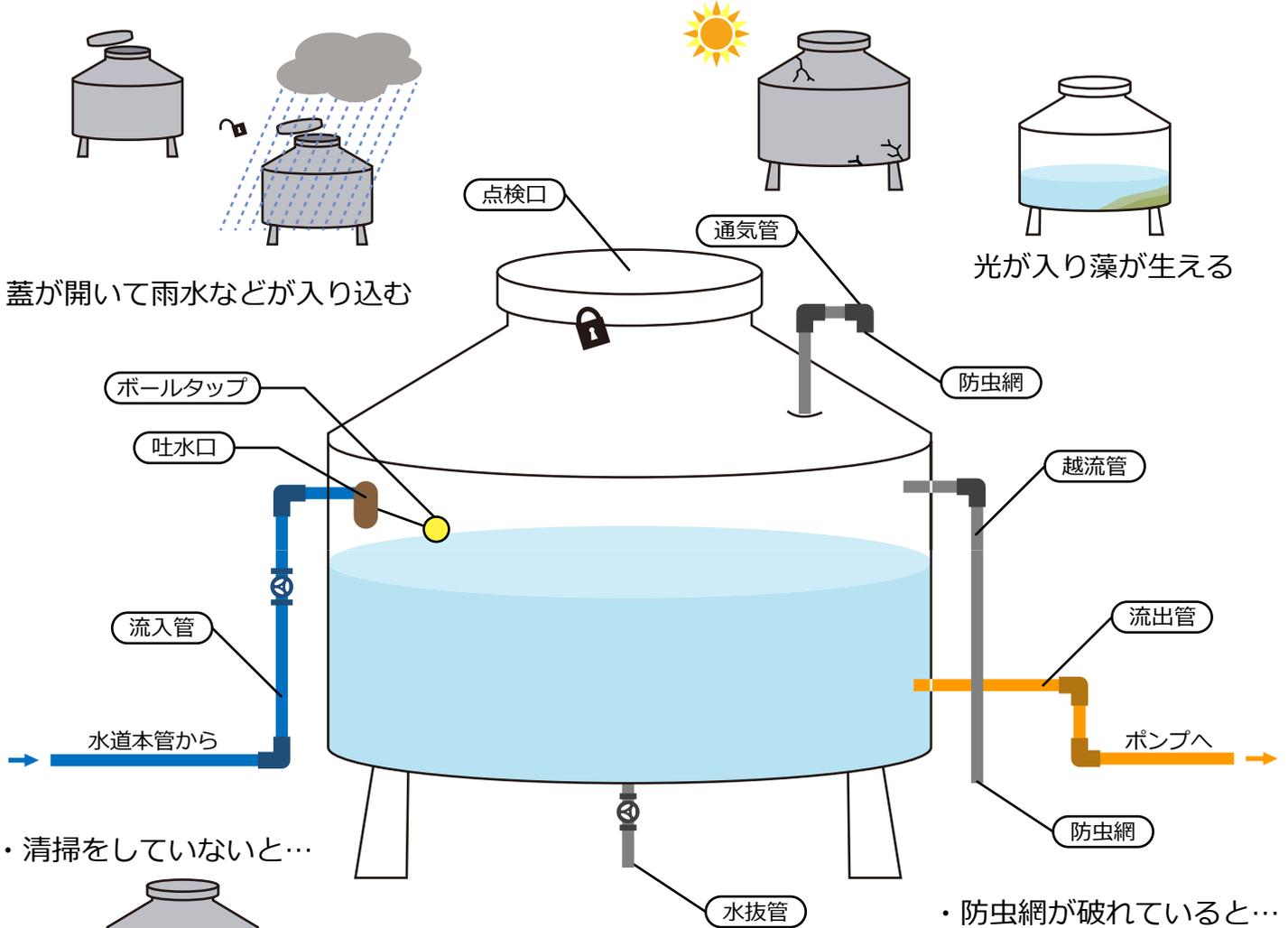


蓋が開いて雨水などが入り込む

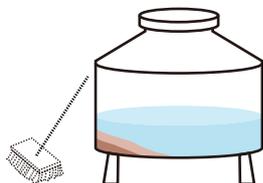
・受水槽に亀裂が入っていると…



光が入り藻が生える

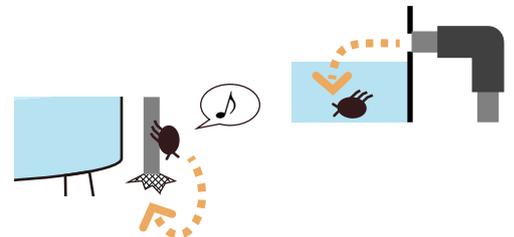


・清掃をしていないと…



汚泥・赤さびなどの沈殿物が底にたまる

・防虫網が破れていると…



ヤモリやゴキブリなどの小動物が侵入する

適正管理を怠った場合の問題を知り、安全でおいしい水の供給を心がけましょう。

点検・チェックシート

受水槽・高置水槽の点検はチェックポイントを参考に毎月行ってください。

チェックポイント

- 亀裂がないか
- 点検口は施錠されているか
- 水槽内部に沈殿物はないか
- 水槽の周囲並びに上は、衛生的に保たれているか
- 防虫網は破れていないか

※異常を見つけたときは早めの対策をしましょう

記入方法：異常なし ➡ ✓

異常あり ➡ ×

R.	亀裂	点検口	沈殿物	衛生状況	防虫網
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					

R.	亀裂	点検口	沈殿物	衛生状況	防虫網
1月					
2月					
3月					
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					

このチェックシートは豊橋市上下水道局営業課のホームページに掲載しています。
追加分はそちらから印刷してご活用ください。



緊急連絡先・緊急時70ー

異常を感じたら連絡してください

- ・保健所及び上下水道局に連絡し、指示を仰いでください。
- ・受水槽の異変原因がポンプの故障などによる場合はメンテナンス会社、水道工事店などに点検や修理を依頼してください。

緊急時の連絡先を控えておきましょう。

	会社名・部署名	連絡先
設置者（管理者）		
受水槽メンテナンス会社		
機器等メンテナンス会社		
保健所	生活衛生課	0532-39-9122
上下水道局	営業課	0532-51-2722

人の健康を害する恐れがあるとわかったときは

①健康を害する恐れのある事故が発生！



②直ちに給水を停止し利用者に水を使わないように知らせましょう。



③関係機関に連絡しましょう。
10 m³以下の受水槽 豊橋市上下水道局 営業課
10 m³超の受水槽 豊橋市保健所 生活衛生課



④事故処理の実施、汚染原因の除去や清掃・消毒の手配をしましょう。



⑤代替水を確保しましょう。



⑥給水開始にあたっては水質検査などの安全確認が必要です。